

○山口県行政手続条例

平成七年三月十四日
山口県条例第一号

目次

略)

第四章 行政指導 第二十九条―第三十三条の二)

第四章の二 処分等の求め 第三十三の三)

略)

定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

略)

二 処分 次号、第六号、第十条第二項、第三十一条及び第三十一条第二項の場合を除き、条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

三 許認可等 行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。第六号、第十条第二項、第三十一条及び第三十一条第二項において同じ。)をいう。

○山口県行政手続条例

平成七年三月十四日
山口県条例第一号

目次

略)

第四章 行政指導 第二十九条―第三十三条)

略)

定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

略)

二 処分 次号、第六号、第十条第二項及び第三十一条の場合を除き、条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

三 許認可等 行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。第六号、第十条第二項及び第三十一条において同じ。)をいう。

改 正 案	現 行
<p>適用除外)</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の二までの規定は、適用しない。</p> <p>略)</p> <p>二 少年の健全な育成に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員によってされる行政指導</p> <p>2 国の機関、県の機関又は市町その他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分 (これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。) 及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出 (これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。) については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>略)</p> <p>複数の行政庁が関与する処分)</p> <p>第十条 行政庁は、申請の処理をするにあたり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請又は法令申請 法令 法律又は法律に基づく命令 告示を含む。) をいう。以下同じ。) に基づき、許可等を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。次項及び第三十条において同じ。) が審査中であることをもつて自らすべき許可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。</p> <p>2 略)</p>	<p>適用除外)</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。</p> <p>略)</p> <p>二 少年の健全な育成にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員によってされる行政指導</p> <p>2 国の機関、県の機関又は市町その他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分 (これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。) 及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出 (これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。) については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>略)</p> <p>複数の行政庁が関与する処分)</p> <p>第十条 行政庁は、申請の処理をするにあたり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請又は法令申請 法律又は法律に基づく命令 告示を含む。) に基づき、許可等を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。次項及び第三十条において同じ。) が審査中であることをもつて自らすべき許可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。</p> <p>2 略)</p>

改正案

略)

第四章 行政指導

略)

行政指導の方式)

第三十二条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2| 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関等が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一| 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

二| 前号の条項に規定する要件

三| 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3| 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4| 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一| 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二| 既に文書 前項の書面を含む。)又は電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

第三十三条 略)

現行

略)

第四章 行政指導

略)

行政指導の方式)

第三十二条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。
(新設)

2| 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3| 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一| 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二| 既に文書 前項の書面を含む。)又は電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

第三十三条 略)

改 正 案

現 行

行政指導の中止等の求め)

第三十三条の二 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関等に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経て

新設

されたものであるときは、この限りでない。

2| 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3| 第一項の規定による申出があつたときは、当該県の機関等は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

改 正 案

第四章の二 処分等の求め

第三十三条の三 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関等に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 法令又は条例等に違反する事実の内容
 - 三 当該処分又は行政指導の内容
 - 四 当該処分の根拠となる条例等又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
 - 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - 六 その他参考となる事項
- 3 第一項の規定による申出があつたときは、当該行政庁又は県の機関等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第五章 届出
第三十四条 略）
以下略）

現 行

新設

略）

第五章 届出
第三十四条 略）
以下略）